

施設の種類	減額免除の実施内容
<p>・大阪府都市公園 条例別表第1に 掲げる施設（駐車 場、バーベキュー 場を除く）</p> <p>・催物のための使 用</p>	<p>①国又は地方公共団体が公用又は公共用のために使用する場合で、 公用使用：全額免除 国、府、府教育委員会が公共用使用：全額免除 市町村、市町村教育委員会が公共用使用：二分の一減額</p> <p>②国又は地方公共団体以外の者が公園事業に寄与する催しを行うために使用する場合で、 ア．府が後援又は共催するとき：全額免除 イ．アに掲げるもの以外るとき：二分の一減額</p> <p>③保育士又は教員が正規の教課のため児童を引率して使用する場合で ア．特別支援学校が使用するとき：全額免除 イ．府内の保育園、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校（大阪府知事が認可している外国人学校を含む）が使用するとき：二分の一減額</p> <p>④社会福祉法人が社会福祉事業を行うことを目的として使用するとき：全額免除</p> <p>⑤身体障害者福祉法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持する者とその付き添い者が使用するとき：全額免除</p> <p>⑥精神保健及びその精神障害者福祉に関する法律第四十五条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者とその付き添い者が使用するとき：全額免除</p> <p>⑦知的障がいのある者と判定されて、療育手帳の交付を受けている者とその付き添い者が使用するとき：全額免除</p> <p>⑧その他知事が特別の理由があると認めるとき</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第2条第3項の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持する者及びその付き添い者が使用するとき：全額免除</li> <li>・難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項の規定により交付を受けた医療受給者証を所持する者及び大阪府特定疾患に係る医療費の援助に関する規則第7条第1項の規定により交付を受けた同項第1号の特定疾患医療受給者証を所持する者並びにその付き添い者が使用するとき：全額免除</li> <li>・児童福祉法第19条の3第7項の規定により交付を受けた医療受給者証を所持する者及びその付き添い者が使用するとき：全額免除</li> </ul> <p>※⑤～⑦の付き添い者は、原則として1人とする。</p>
<p>駐車場</p>	<p>次の場合、駐車場料金を免除する</p> <p>①災害救助、水防活動又は消防活動のため使用する場合</p> <p>②犯罪の捜査、交通の取り締まり、その他警察の責務の遂行のため使用する場合</p> <p>③身体障害者福祉法第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持する者及びその付添者が使用するときで、手帳の提示がある場合</p> <p>④知的障がい者で、府において発行する療養手帳又は公的機関が発行する証明書を持する者及びその付添者が使用するときで、手帳等の提示がある場合</p>

	<p>⑤特殊支援学校が正規の教科のため、児童及び生徒を引率して使用する場合</p> <p>⑥社会福祉法人が社会福祉事業を行うことを目的として使用する場合</p> <p>⑦精神保健及びその精神障害者福祉に関する法律第四十五条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者とその付添者が使用するときで、手帳の提示がある場合</p> <p>⑧管理運営者が相当の理由があると認めた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第 2 条第 3 項の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持する者及びその付き添い者が使用するとき：全額免除</li> <li>・難病の患者に対する医療等に関する法律第 7 条第 4 項の規定により交付を受けた医療受給者証を所持する者及び大阪府特定疾患に係る医療費の援助に関する規則第 7 条第 1 項の規定により交付を受けた同項第 1 号の特定疾患医療受給者証を所持する者並びにその付き添い者が使用するとき：全額免除</li> <li>・児童福祉法第 19 条の 3 第 7 項の規定により交付を受けた医療受給者証を所持する者及びその付き添い者が使用するとき：全額免除</li> </ul>
--	--

※ 上述の手帳については、原本の提示を求めるものとする。

※ 障がい者手帳の情報をスマートフォンで表示するためのアプリ（ミライロID）の提示による確認も認める。